

各 位

会 社 名 株式会社アールテック・ウエノ
(J A S D A Q ・ コード 4573)

本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
代 表 者 代表取締役社長 真島 行彦
問 合 せ 先ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
電 話 番 号 03 (3596) 8011

当社従業員に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを求める議案を、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の会社業績に対し積極的に貢献していく意識と自社の株価に対する関心を高め、中長期的視野を持って業務・施策への取り組みを促すと共に、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

200 個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 20,000 株を上限とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たり 1 円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 5 年間とする。ただし、当該期間の末日が休日にあたる場合は前営業日の終了時までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職の場合は、地位喪失後 30 日以内（30 日目が休日にあたる場合は前営業日の終了時まで）に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち 1 名（以下、「権利承継者」という）に限り、新株予約権を承継することができる。ただし、権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から 6 ヶ月を経過する日まで（当該期間の末日が休日にあたる場合は前営業日の終了時まで）の間に限り、新株予約権の行使ができる。また、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記 5.

(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日か

ら上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6)に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (注) 上記の内容については、平成26年6月24日開催予定の当社定時株主総会において、「従業員に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上